

# 第5回教育委員会

令和3年3月23日  
午後4時00分  
教育センター講義室

案 件

議案第26号

生野区の就学制度の改善の方針について

# 生野区の就学制度の改善の方針について

## 1 改正する制度

- (1) 区全域の小学校、中学校、義務教育学校で学校選択制（自由選択制）を導入する。
- (2) 規則第 15 条に基づく小学校における指定校変更基準（通学距離の長さ）、中学校における指定校変更基準（部活動）について、区全域の小学校、中学校、義務教育学校での学校選択制の導入に伴い、令和 4 年 4 月以降は実施しない。

※ これまでの学校選択制における「きょうだい関係」、「自宅からの距離」の優先基準については変更なし。

## 2 改正時期

令和 4 年 4 月

## 3 改正理由

### (1) 本旨

学校選択制が未導入の区西側エリアについては、中学校及び小学校の学校再編を最優先課題と捉え、早急に課題解決に取り組むとし、学校選択制の拡充は学校再編の進捗を踏まえつつ、平成 31 年度以降に取り組むとしていたが、生野区西部地域の学校再編の取組について、この間、一定の進捗がみられたところである。そこで、「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」ため、区西側エリアにも学校選択制を導入する。

### (2) 自由選択制を導入する理由

区西側エリアで新たに開校する小中一貫校、義務教育学校も含め、子どもや保護者の学校選択の機会を等しく提供するため、区内全域の小学校・中学校・義務教育学校を選択制の対象とした自由選択制とする。

		令和4年4月から導入	導入済み
		西側エリア	東側エリア
対象校区	小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北鶴橋小      ・鶴橋小</li> <li>・東桃谷小      ・勝山小</li> <li>・大池小（令和3年4月開校予定）</li> <li>・田島南小 （令和4年4月開校予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東中川小      ・小路小</li> <li>・東小路小      ・巽小</li> <li>・北巽小          ・巽南小</li> <li>・巽東小</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育学校生野未来学園 （令和4年4月開校予定）</li> </ul>	
	中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桃谷中          ・田島中</li> </ul>	

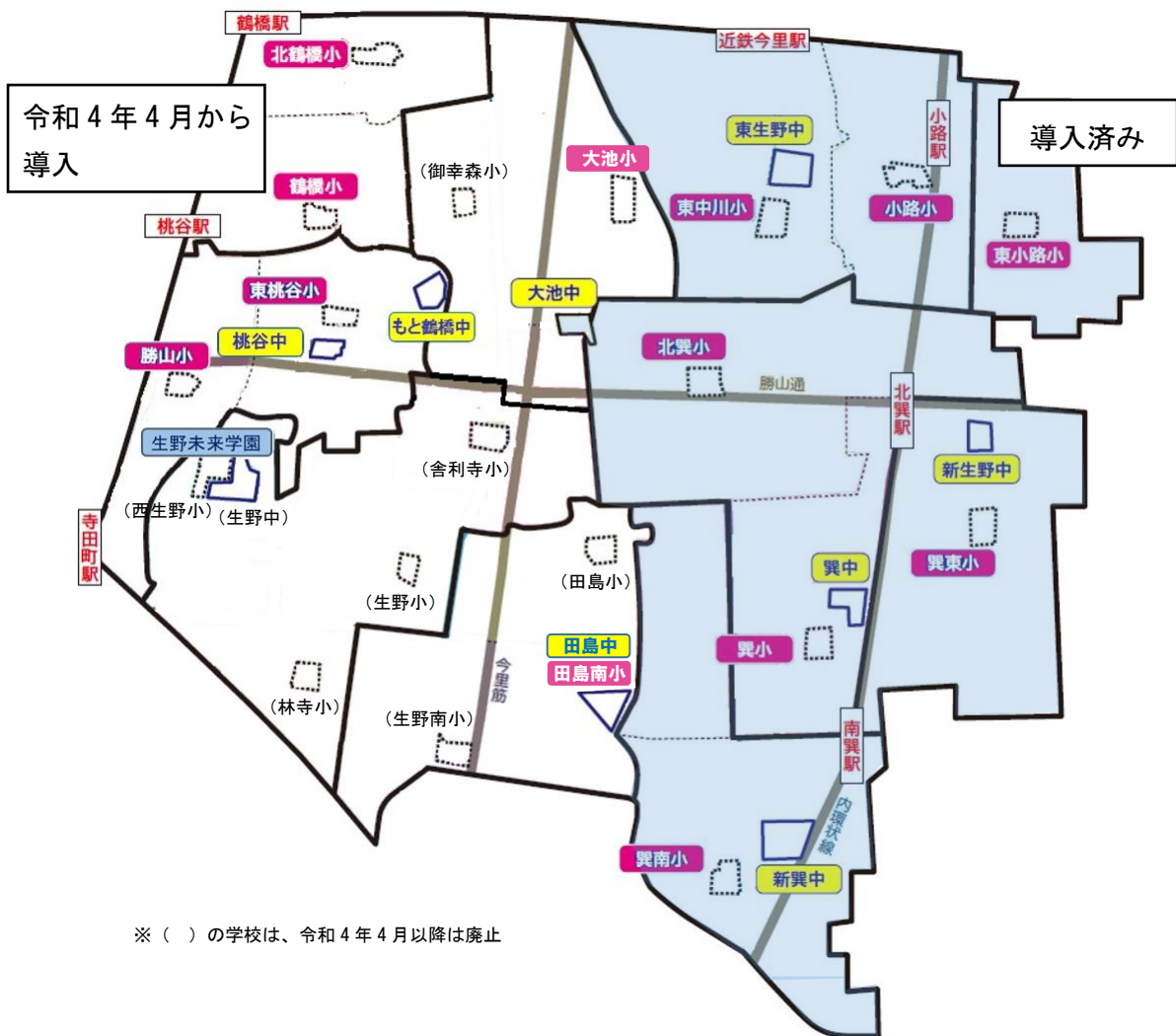
  

希望できる学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内全小学校</li> <li>・区内全中学校</li> <li>・義務教育学校</li> </ul>
---------	---

【参考：現行の制度】

- ・区東側エリアの中学校で学校選択制（特定地域選択制※）【平成27年4月から】
- ・区東側エリアの小学校で学校選択制（特定地域選択制）【平成31年4月から】
- ・中学校における指定校変更基準の導入（部活動）【平成27年4月から】
- ・小学校における指定校変更基準の導入（通学距離の長さ）【平成27年4月から】

※特定地域選択制…区内の特定地域に居住する者について、学校の選択を認める制度



## 生野区の就学制度の改善の方針について

### 1 学校選択制

#### (1) 基本的な制度

##### ア 実施内容

- ・区内全ての小学校、中学校、義務教育学校で学校選択制（自由選択制）を導入する。

##### イ 導入時期

- ・区東側エリア中学校：平成 27 年 4 月から導入。
- ・区東側エリア小学校：平成 31 年 4 月から導入。
- ・区西側エリア：令和 4 年 4 月から導入。

##### ウ 導入理由

- ・生野区では、平成 24 年 10 月に大阪市教育委員会に取りまとめられた「就学制度の改善について」に基づき、平成 26 年 4 月に「生野区小・中学校教育環境再編方針 就学制度の改善について」を取りまとめ、平成 27 年 4 月より区東側エリア中学校に学校選択制の導入及び区全域の小学校・中学校に「区が設定可能な指定校変更の要件」の設定を行った。その後、平成 31 年 4 月より区東側エリアの小学校にも学校選択制の導入を行った。
- ・学校選択制が未導入の区西側エリアについては、中学校及び小学校の学校再編を最優先課題と捉え、早急に課題解決に取り組むとし、学校選択制の拡充は学校再編の進捗を踏まえつつ、平成 31 年度以降に取り組むとしていたが、生野区西部地域の学校再編の取組について、この間、一定の進捗がみられたところである。そこで、「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」ため、区西側エリアにも学校選択制を導入する。

##### <自由選択制を導入する理由>

- ・区西側エリアで新たに開校する小中一貫校、義務教育学校も含め、子どもや保護者の学校選択の機会を等しく提供するため、区内全域の小学校・中学校・義務教育学校を選択制の対象とした自由選択制とする。

## エ 選択制の基本内容

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

### (7) 選択の機会

- ・選択の機会は小学校、義務教育学校及び中学校入学時及び義務教育学校（後期課程）への進級時とする。

### (イ) 対象者

- ・区内に居住する者とする。

### (ウ) 選択できる範囲

- ・区内全ての小学校、中学校、義務教育学校とする。

### (エ) 各学校の受入れ

- ・実際の受け入れ人数の算定にあたっては、学校と区、教育委員会事務局と十分に協議して決定する。

### (オ) 学校選択の希望調査

- ・希望順位を付けて、第 2 希望まで希望できるようにする。

### (カ) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、第 2 希望までの公開抽選を行い入学者を決定する。

### (キ) 選択における優先

- ・小学校及び義務教育学校（前期課程）については、受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」「自宅からの距離」の両方の条件を満たすものの就学を優先し、次に「きょうだい関係」「自宅からの距離」のいずれかの条件を満たすものの就学を優先させることとする。
- ・中学校及び義務教育学校（後期課程）については、受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」、その次に「進学先中学校」の順に条件を満たすものの就学を優先することとする。

#### A きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。

#### B 自宅からの距離

- ・通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合は、抽選において優先扱いとする。

#### C 進学先中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は優先扱いとする。

### (ク) 通学

- ・小学校、中学校、義務教育学校の通学は原則徒歩であり自転車の利用は禁止とする。
- ・上記に加え、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し保護者の責任において学校選択の希望申請を行うよう周知徹底に努める。

#### (ケ) 制度の公正・公平な運用

- ・制度の公正・公平な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、引き続き啓発等に取り組んでいく。

#### (ク) 学校選択のための情報提供

子どもや保護者に制度の内容や手続きについて丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるよう次の取組を行う。

- 学校選択制の制度内容や手続き、各小学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- 選択制実施校は、学校公開や学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間を中心に少なくとも2回以上、うち1日は土曜授業等を活用して土曜日もしくは日曜日に実施することを基本とする。
- 区において、制度内容等についての説明会を開催するとともに、区ホームページや区広報紙を通して積極的に情報提供を行う。

### (2) 学校選択制のメリット

選択制の導入により期待される具体的なメリットは次のとおりである。

- 子どもと保護者が就学に関して意見を表明することを保障し、子どもの個性に応じた学校教育を選ぶことができることは子どもや保護者にとって大きなメリットである。
- 子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる。入学した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加し、協力することが期待されているということをすべての保護者に周知する。
- 学校長による、個性的な、特色のある学校づくりがさらに進められることが期待される。特色のある学校づくりを進めるために、教育委員会、区役所、保護者、地域の方々が学校を支援し、子どもたちやその保護者が学校を選択しやすい環境を整えていくことをめざす。
- 学校が保護者や地域に積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりがさらに進むことが期待される。区役所は学校による情報発信の支援を行う。

### (3) 学校選択制の課題と対応

- ・学校選択制の導入に際して、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、

また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、区において導入の影響の検証などを行う。

- ・多くの保護者から選択されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析と施策による対応が必要であり、選択されなかった学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、先ず学校長が課題解決に取り組むことが前提だが、学校だけでは課題の克服が難しい場合、その課題を克服できるよう、教育委員会及び区役所等が連携し必要な支援を行う。

## 2 区が設定する指定校変更の基準について

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

### (1) 小学校

#### ア 実施内容

- ・小学校については、「通学の距離の短さ」を導入。

#### イ 導入時期

- ・平成 27 年 4 月から導入。
- ・令和 4 年度からの区全域の小中学校での学校選択制の導入に伴い、令和 4 年 4 月以降は実施しない。

#### ウ 条件

- ・現在の校区や地域的なつながりに配慮し、自宅玄関から通学区域校の正門まで直線距離で 400m 以上あり、なおかつ通学区域校よりも近い学校がある場合に限り指定校変更を認めることとする。（ただし、区内に限る）
- ・条件を満たす小学校が複数ある場合にどの学校への入学を申し立てるかについて、通学の安全性などを考慮して保護者が適切に判断することとする。
- ・400m 算定の考え方は、低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度 80m（毎分）の 3 分の 2 程度と想定し、通学に概ね 10 分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね 400m と規定。標準歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」から引用。
- ・平成 31 年度からの区東側エリアの小中学校での学校選択制の導入に伴い、区東側エリアに居住する方が区東側エリアの小中学校を希望する場合は適用対象外とする。

#### エ 導入理由、保護者等の意見

- ・生野区は戦後から高度経済成長期にかけて爆発的に人口が膨れ上がり、急速に学校が分離、新設されてきたが、戦前からの町並みが多く残され古くから市街地として活用されてきた区西側エリアでは、特に学校の用地確保が難しく、校区の端に学校を作らざるをえなかったり、広い運動場が作れなかったり、必ずしも住民ニーズに沿った配置とはならなかった状況も見受けられる。



- ・このような状況について保護者等からは「自宅の目の前にある学校に通えない」、「他の校区を横切って通学している」、「今里筋など大きな道路を渡らないと学校に通えない」、「中学校が、進学してくる小学校の校区外にある」などの課題の解消を求める声が挙げられている。
- ・こうした生野区の実情に鑑み、特に小学生の安全確保の観点から、小学校については「通学の距離の短さ」の指定校変更基準を導入することとする。

## (2) 中学校

### ア 実施内容

- ・中学校については、「部活動」を導入。

### イ 導入時期

- ・平成 27 年 4 月から導入。
- ・令和 4 年度からの区全域の中学校での学校選択制の導入に伴い、令和 4 年 4 月以降は実施しない。

### ウ 条件

- ・就学すべき学校に希望する部活動がない場合。
- ・区内のどの中学校でも希望可能。

### エ 導入理由、保護者等の意見

- ・保護者等からは、部活動によって学校を希望することに対するご要望を多数いただいている。
- ・生野区においては、学校規模等により活動している部の種類や数が大きく異なり、部活動に参加する機会の確保について配慮が必要であると考えられる。
- ・部活動は学校の課外活動であるが、青少年の健全育成の観点からその果たす役割には大きな期待が寄せられており、生徒や保護者の強い需要に応えていくためにも、中学校について部活動による指定校変更基準を導入する。

## (3) 区が設定する指定外就学の基準の課題と対応の考え方

- ・すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知を行う。特に風評や偏見等で特定の学校を避けるための手段として、指定外就学の申請がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。
- ・通学区域外から通学する児童生徒の安全確保について、保護者責任を原則とすることとしているが、学校や地域、区役所等が連携し安全確保について対応を検討していく。
- ・学校と地域との関係の整合性について、従来の通学区域を越えたところで、学校と地域の連携をどのような形で進めていくのかについて、区において検討していく。